

医 薬 発 1029 第 1 号
令 和 7 年 10 月 29 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保 健 所 設 置 市 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第358号。以下「改正政令」という。）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第107号。以下「改正省令」という。）が令和 7 年10月29日に公布されましたので、下記に御留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本化学品輸出入協会会長及び一般社団法人日本試薬協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第 1 改正政令について

1 次に掲げる物を新たに劇物に指定した。

4－〔2－（4－ターシヤリーブチルフエニル）エトキシ〕キナゾリン（別名フェナザキン）及びこれを含有する製剤。ただし、4－〔2－（4－ターシヤリーブチルフエニル）エトキシ〕キナゾリン19.4%以下を含有するものを除く。

2 劇物として指定されていた次に掲げる物を劇物から除外した。

塩素酸塩類を含有する製剤のうち、塩素酸ナトリウム47.5%以上52.5%以下を含有する製剤（粉粒状に加工をしたものを除く。）（炭酸水素ナトリウム27%以上37%以下を含有するものに限る。）

3 施行期日

令和 7 年11月 1 日から施行する。ただし、2 については、公布日から施行する。

4 経過措置等

- (1) 今回新たに劇物に指定した物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行日（令和7年11月1日）において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、令和8年1月31日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しない。また、新たに劇物に指定した物のうち、改正政令の施行日において、現に存するものについては、令和8年1月31日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は、適用しない。
- (2) 今回新たに劇物に指定した物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受け、毒物劇物取扱責任者を設置するとともに、適正な表示を行うよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項（毒物又は劇物の表示）、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は令和7年11月1日から施行するため、関係業者に対して適切に指導されたい。

第2 改正省令について

- 1 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定した。（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。）別表第一関係）
4－〔2－（4－ターシヤリーブチルフエニル）エトキシ〕キナゾリン（別名フエナザキン）及びこれを含有する製剤。ただし、4－〔2－（4－ターシヤリーブチルフエニル）エトキシ〕キナゾリン19.4%以下を含有するものを除く。
- 2 次に掲げる物を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物から除外した。（規則別表第一関係）
塩素酸塩類を含有する製剤のうち、塩素酸ナトリウム47.5%以上52.5%以下を含有する製剤（粉粒状に加工をしたものを除く。）（炭酸水素ナトリウム27%以上37%以下を含有するものに限る。）
- 3 法第14条第2項（毒物又は劇物の譲渡手続）の規定により作成する書面は、譲受人が押印又は署名した書面と改めた。（規則第12条の2関係）

4 施行期日

令和7年11月1日から施行する。ただし、2及び3については、公布日から施行する。

第3 その他

- (1) 改正政令及び改正省令の新旧対照表については別添、今般、劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については以下を参考とされたい。

令和6年度第5回薬事審議会資料（資料2 毒物劇物部会について） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_47986.html

- (2) パブリックコメントにおいて寄せられた意見の概要とそれに対する回答の全体は以下のとおりであるので、適宜参考にされたい。

「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案」に関する意見募集の結果について <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=495250100&Mode=1>

「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=495250103&Mode=1>

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 十七の三 （略） 十八 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 イ 塩素酸ナトリウム四七・五％以上五二・五％以下を含有する製剤（粉粒状に加工をしたものを除く。）（炭酸水素ナトリウム二七％以上三七％以下を含有するものに限る。） ロ 爆発薬 十八の二 八十五の六 （略） 八十五の七 四一「二一（四一ターシヤリーブチルフエニル）エトキシ」キナゾリン（別名フェナザキン）及びこれを含有する製剤。ただし、四一「二一（四一ターシヤリーブチルフエニル）エトキシ」キナゾリン一九・四％以下を含有するものを除く。 八十五の八 八十五の十五 （略） 八十六 百十 （略） 2 （略）	（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 十七の三 （略） 十八 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。 十八の二 八十五の六 （略） （新設） 八十五の七 八十五の十四 （略） 八十六 百十 （略） 2 （略）

○厚生労働省令第百七号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項及び第十四条第二項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月二十九日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

（毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正）

第一条 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
別表第一（第四条の二関係） （略） 劇物 一〇四十九の五（略） 四十九の六 四―「二―（四―ターシャリーブチルフエニル） エトキシ」キナゾリン（別名フエナザキン）及びこれを含む する製剤。ただし、四―「二―（四―ターシャリーブチルフ エニル）エトキシ」キナゾリン一九・四％以下を含むするも のを除く。 四十九の七〇四十九の九（略） 五〇六十七（略）	別表第一（第四条の二関係） （略） 劇物 一〇四十九の五（略） （新設） 四十九の六〇四十九の八（略） 五〇六十七（略）

（傍線部分は改正部分）

第二条 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(毒物又は劇物の譲渡手続に係る書面) 第十二条の二 法第十四条第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印し、又は署名した書面とする。 別表第一 (第四条の二関係) (略) 劇物 一〇九の二 (略) 十 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 イ 塩素酸ナトリウム四七・五%以上五二・五%以下を含有する製剤(粉粒状に加工をしたものを除く。)(炭酸水素ナトリウム二七%以上三七%以下を含有するものに限る。) ロ 爆発薬 十の二〇六十七 (略)	(毒物又は劇物の譲渡手続に係る書面) 第十二条の二 法第十四条第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印した書面とする。 別表第一 (第四条の二関係) (略) 劇物 一〇九の二 (略) 十 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。 (新設) (新設) 十の二〇六十七 (略)

(傍線部分は改正部分)

附 則

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部改正)

第二条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令(平成十六年政令第三百五十六号)の一部を次のように改正する。
附則に次の四条を加える。

(法附則第二十条第六項の規定による納付金の納付の手続等)

第十五条 研究所は、法附則第二十条第六項の規定による命令を受けたときは、厚生労働大臣の指定する期日までに、同条第一項に規定する革新的医薬品等実用化支援基金の額のうち研究所が革新的医薬品等実用化支援基金に係る業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する額として厚生労働大臣が定める額を、同条第六項の規定による納付金として国庫に納付しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により法附則第二十条第六項の規定による納付金の額を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3 法附則第二十条第六項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。
(法附則第二十条第八項の規定による納付金の納付の手続等)

第十六条 研究所は、法附則第二十条第八項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金の計算書に、令和十七年四月一日に始まる事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、令和十八年六月三十日までに、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による法附則第二十条第八項の規定による納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

3 法附則第二十条第八項の規定による納付金は、令和十八年七月十日までに納付しなければならない。

4 法附則第二十条第八項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

(公正取引委員会との協議)

第十七条 法附則第二十六条第一項の政令で定める製造基盤整備措置(法附則第十七条第二項第一号に規定する製造基盤整備措置をいう。第二号において同じ。)は、次に掲げるものとする。

一 その伴う事業再編(法附則第二十六条第一項に規定する事業再編をいう。)のための措置が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第十条第二項(同条第五項の規定により適用される場合を含む)、第十五条第二項、第十五条の三第二項又は第十六条第三項の規定によりあらかじめ当該事業再編に関する計画を届け出なければならないこととされているものであるもの

二 以上の後発医薬品製造販売業者等(法附則第十七条第二項第一号に規定する後発医薬品製造販売業者等をいう。以下この号において同じ。)により共同して行われる製造基盤整備措置であつて、当該後発医薬品製造販売業者等のうち、いずれか一の後発医薬品製造販売業者等に係る国内売上高合計額(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第二項に規定する国内売上高合計額をいう。以下この号において同じ。)が二百億円を超え、かつ、他のいずれか一の後発医薬品製造販売業者等に係る国内売上高合計額が五十億円を超えるもの(当該製造基盤整備措置を行おうとする全ての後発医薬品製造販売業者等が同一の企業結合集団(同項に規定する企業結合集団をいう。)に属するものを除く。)

(後発医薬品製造基盤整備基金に係る納付金についての準用)

第十八条 附則第十五条の規定は、法附則第二十七条第六項の規定による納付金について準用する。

2 附則第十六条の規定は、法附則第二十七条第八項の規定による納付金について準用する。この場合において、附則第十六条第一項中「令和十七年四月一日」とあるのは「令和十七年四月一日」と、「令和十八年六月三十日」とあるのは「令和十八年六月三十日」と、同条第三項中「令和十八年七月十日」とあるのは「令和十八年七月十日」と読み替えるものとする。

附 則

この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和七年十一月二十日)から施行する。

厚生労働大臣 上野賢一郎
内閣総理大臣 高市 早苗

御 名 御 璽

令和七年十月二十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第三百五十八号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令
内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)別表第二第九十四号及び第二十三条の五の規定に基づき、この政令を制定する。
毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十八号ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げるものを除く。

イ 塩素酸ナトリウム四七・五%以上五二・五%以下を含有する製剤(粉粒状に加工をしたものを除く。)(炭酸水素ナトリウム二七%以上三七%以下を含有するものに限る。)

口 爆発薬

第二条第一項中第八十五号の十四を第八十五号の十五とし、第八十五号の七から第八十五号の十三までを一号ずつ繰り下げ、第八十五号の六の次に次の一号を加える。

八十五の七 四「二」(四「ターシヤリブチルフェニル」エトキシ)キナゾリン(別名「フエナザキン」及びこれを含有する製剤。ただし、四「二」(四「ターシヤリブチルフェニル」エトキシ)キナゾリン一九・四%以下を含有するものを除く。)

附 則

(施行期日)
1 この政令は、令和七年十一月一日から施行する。ただし、第二条第一項第十八号ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第八十五号の七に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和八年一月三十一日までは、毒物及び劇物取締法(次項において「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和八年一月三十一日までは、法第十二条第一項(法第二十二條第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。
厚生労働大臣 上野賢一郎
内閣総理大臣 高市 早苗

自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行期日
自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年十月二十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第三百五十九号

自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行期日
自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、自殺対策基本法の一部を改正する法律(令和七年法律第六十四号)附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年十二月一日とする。

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

文部科学大臣 松本 洋平

厚生労働大臣 上野賢一郎

(管理栄養士養成施設の指定の基準)

第十一条 令第十条の規定による主務省令で定める基準は、第九条第六号、第九号、第十号及び第十三号に規定するもののほか、次のとおりとする。

一、十四 (略)

(内容変更の承認)

第十二条 令第十一条の規定による指定養成施設(法第五条の三第四号の規定による指定を受けた学校であるものを除く。次条及び第十四条において同じ。)の設置者であつて、令第十一条の規定による内容変更の承認を受けようとするものは、学生若しくは生徒の定員又は修業年限を変更しようとする場合は変更しようとする年度の前年度の九月三十日までに、同時に授業を行う学生若しくは生徒の数を変更しようとする場合又は教育内容ごとの単位数若しくは履修方法を変更しようとする場合は変更しようとする日の二月前までに、変更の内容を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(変更の届出)

第十三条 指定養成施設の設置者に係る令第十三条の主務省令で定める事項は、第八条第一項第一号又は第二号に掲げる事項とする。

(権限の委任)

第二十条の二 法第六条の四第一項及び令第二十条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第五号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一、二 (略)

三 令第十一条に規定する権限

四 令第十二条から第十四条までに規定する権限

五 令第十五条に規定する権限

(管理栄養士養成施設の指定の基準)

第十一条 令第十一条の規定による主務省令で定める基準は、第九条第六号、第九号、第十号及び第十三号に規定するもののほか、次のとおりとする。

一、十四 (略)

(内容変更の承認)

第十二条 令第十二条第一項の規定による指定養成施設(法第五条の三第四号の規定による指定を受けた学校であるものを除く。次条及び第十四条において同じ。)の設置者であつて、令第十二条第一項の規定による内容変更の承認を受けようとするものは、学生若しくは生徒の定員又は修業年限を変更しようとする場合は変更しようとする年度の前年度の九月三十日までに、同時に授業を行う学生若しくは生徒の数を変更しようとする場合又は教育内容ごとの単位数若しくは履修方法を変更しようとする場合は変更しようとする日の二月前までに、変更の内容を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(変更の届出)

第十三条 指定養成施設の設置者に係る令第十四条の主務省令で定める事項は、第八条第一項第一号又は第二号に掲げる事項とする。

(権限の委任)

第二十条の二 法第六条の四第一項及び令第二十一条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第五号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一、二 (略)

三 令第十二条第一項に規定する権限

四 令第十三条から第十五条までに規定する権限

五 令第十六条に規定する権限

2 法第六条の四第二項及び令第二十条第二項の規定により、前項に規定する権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

2 法第六条の四第二項及び令第二十一条第二項の規定により、前項に規定する権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

附 則

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百七号

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第四条の三、項及び第十四条第二項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月二十九日

厚生労働大臣 上野賢一郎

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

第一条 毒物及び劇物取締法施行規則(昭和二十六年厚生省令第四号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第一（第四条の二関係） （略） 劇物 一、四十九の五（略） 四十九の六、四一、二一（四一ターシャリーブチルフエニル）エトキシ」キナゾリン（別名フエナザキン）及びこれを含有する製剤。ただし、四一、二一（四一ターシャリーブチルフエニル）エトキシ」キナゾリン一九・四％以下を含有するものを除く。 四十九の七、四十九の九（略） 五十、六十七（略）	別表第一（第四条の二関係） （略） 劇物 一、四十九の五（略） （新設）	別表第一（第四条の二関係） （略） 劇物 一、四十九の五（略） （新設）	別表第一（第四条の二関係） （略） 劇物 一、四十九の五（略） （新設）
改 正 後	改 正 前	改 正 前	改 正 前
第十二条の二 法第十四条第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印し、又は署名した書面とする。	第十二条の二 法第十四条第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印した書面とする。	第十二条の二 法第十四条第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印した書面とする。	第十二条の二 法第十四条第二項の規定により作成する書面は、譲受人が押印した書面とする。
別表第一（第四条の二関係） （略） 劇物 一、九の二（略）	別表第一（第四条の二関係） （略） 劇物 一、九の二（略）	別表第一（第四条の二関係） （略） 劇物 一、九の二（略）	別表第一（第四条の二関係） （略） 劇物 一、九の二（略）
改 正 後	改 正 前	改 正 前	改 正 前
第十二条 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を次の表のように改正する。 （傍線部分は改正部分）	第十二条 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を次の表のように改正する。 （傍線部分は改正部分）	第十二条 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を次の表のように改正する。 （傍線部分は改正部分）	第十二条 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を次の表のように改正する。 （傍線部分は改正部分）

第二条 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

十 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 塩素酸ナトリウム四七・五％以上五二・五％以下を含有する製剤（粉粒状に加工をしたものを除く。）炭酸水素ナトリウム二七％以上三七％以下を含有するものに限る。）

ロ 爆発薬

十の二、六十七 （略）

十 塩素酸塩類及びこれを含有する製剤。ただし、爆発薬を除く。

（新設）

十の二、六十七 （略）

附 則

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。

その他告示

○法務省告示第百二十八号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七條ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録の認証等に関する事務（公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）第一条第一項ただし書に規定する事務をいう。）を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。
令和七年十月二十九日

法務大臣 平口 洋

横濱地方法務局所属

○法務省告示第百二十九号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年十月二十九日

法務大臣 平口 洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所

株式会社 A t o j

大阪府大阪市北区角田町八番四十七号

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六号、第七号、第十三号及び第十五号に係る変更

変更の認証年月日

令和七年十月二十日

ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

○法務省告示第百三十号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

令和七年十月二十九日

法務大臣 平口 洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所

株式会社 D D R

東京都港区虎ノ門四一三一二城山トラストコー

ト E ー 二 一

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六号第一号及び第十五号に係る変更

変更の認証年月日

令和七年十月二十日

○農林水産省告示第千五百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 鹿児島県薩摩郡さつま町

求名字堀原一〇七の一

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定実施要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 鹿児島県阿久根市脇本字

焼崎一二〇六八の一、字八郷二二二六三の五（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定実施要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 兵庫県多可郡多可町中区

奥中字大姫九七六の四・九七六の五・九七六の一〇から九七六の一二まで・九七六の二三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

七六の三三、九七六の三四

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定実施要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 福井県南条郡南越前町二

ツ屋一七字ケ谷一、一一九字ノ瀬谷七の一

から七の三まで、八の一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定実施要件

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

一七字庄ケ谷一・一一九字一ノ瀬谷七の三・八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 保安林の所在場所 福井県大飯郡おおい町福

谷三三三崩谷一四から一六まで、三四字迫脇一

五、二一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定実施要件

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

三三三崩谷一四から一六まで・三四字迫脇一五・二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。